

農業振興地域制度に関する宮代町運用方針

令和 8 年 7 月 3 1 日 町長決裁

宮代町（以下「町」という。）における農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）の管理については、農業振興地域の整備に関する法律（以下「法」という。）をはじめとした法令及び法令に基づく方針等を踏まえて運用するほか、整備計画のうち農用地利用計画の変更にあたっては、以下の方針に基づき行うものとする。

（目的等）

第 1 本運用方針は、町が掲げる「農」のあるまちづくりを推進するとともに、農地が地産地消を進めるための食料生産の場であり、かつ、水資源涵養機能、環境保全機能等多面的な機能を有する町民全体の財産であることに鑑み、整備計画における農用地区域内の非農業的土地利用との適切な土地利用調整等を図るため定めるものとする。

2 本運用方針は、法第 13 条第 2 項に基づく農用地区域から除外（以下「農振除外」という。）、農用地区域への編入及び農用地区域内の用途変更について定めるものとする。

（農振除外の要件）

第 2 農振除外を行うためには、法第 13 条第 2 項各号の要件を全て満たすとともに、関係する他法令等に適合しなければならない。

2 農振除外しようとする面積は、必要最小限とし、関係する他法令等の基準に合致させるほか、次に掲げる事業計画については、その要件に合致した計画でなければならない。また、太陽光発電や蓄電池などを理由とした農振除外は認めない。

（1）資材置場については、宮代町内に存する事業所が設置する事業上必要なものに限るものとし、面積は 1,000 ㎡以内とする。

（2）駐車場については、宮代町内に存する事業所が設置する事業上必要なものに限るものとし、事業所からの直線距離が 500m 以内であって、かつ、面積が 1,000 ㎡以内とする。

3 第 2 の 2 の規定のほか、第 2 の 2（1）及び（2）については、申出は 1 事業所 1 回限りで、10 年以上の契約とし、農振除外後の農地区分が、農地法第 4 条第 6 項第 1 号ロ（以下「第 1 種農地」という。）での農振除外は認めない。

なお、第 2 の 2（1）及び（2）に掲げる宮代町内に存する事業所とは次の条件に概ねあてはまるものをいう。

（1）法人の登記事項証明書の本店又は支店等の所在地が宮代町内であること。

（2）町税務課に法人設立の届出がされていること。

（3）営業時間内は、常時勤務する職員を配置して、連絡が確実にとれること。

（4）事業所を確認できること。

(農振除外の申出対象としない農地)

第3 第2の規定に関わらず、別表に掲げる土地については、必要な期間、農振除外の申出対象の土地としないものとする。

(農用地区域への編入)

第4 町長は、次に該当する場合においては、当該土地を農用地区域に編入することができるものとする。

(1) 本運用指針策定以前に農振除外を行った土地で、事業計画の実現が困難な場合又は状況の変化により農用地区域への編入を事業計画者が申出た場合。ただし、やむを得ない事由により事業計画者の申出ができない場合は、所有権者の申出によって代えることができる。

(2) 農振除外後1年を経過しても当該土地に対する農地転用許可申請がなされない場合

(3) その他土地改良事業等公共投資がなされた土地で農用地区域への編入が必要であると町長が判断した場合

(農用地区域の用途変更)

第5 農用地区域内の土地を法第3条各号に掲げる土地の変更を行う場合は、用途変更のための申出を行うものとする。

(変更手続き)

第6 農振除外、農用地区域への編入又は農用地区域の用途変更を行おうとする事業計画者は、別に定める申出書と必要な関係書類を添えて、定められた期間内において、町長に提出するものとする。

2 事業計画者は、申出を行う前に農振除外の見込みについて町と調整することとし、町は必要に応じて県への事前調整を行うものとする。

3 町は、整備計画の変更にあたっては、法令等による手続きのほか、申出内容に応じて、宮代町農業振興審議会の意見を聴取するものとする。

(当初除外)

第7 都市計画法に基づく市街化区域と市街化調整区域の区域区分が決定された昭和45年8月25日以前において農地以外のものとして利用していたことが確認できる土地については、整備計画策定当初から農振除外された土地として取り扱うことができる。

(その他)

第8 この運用方針に定めるもののほか、必要な事項は、別に町長が定める。

別表（方針第3関係）

対象となる土地の区分	期間
整備計画に位置付けられた水田農業促進エリア	無期限
区画整理等面的整備にかかる土地改良事業等の受益地	法第13条第2項 第6号に定める期間
水路整備（改修、新設）を行った農地 注1）県費補助については、補助採択の前提となった受益地 注2）町単独事業については、当該整備箇所隣接する農地 ※修繕等管理業務を除く。	法第13条第2項 第6号に定める期間
畦畔撤去及び暗きょ排水整備のうち、小規模農地基盤整備補助金の 交付対象となった受益地	5年
耕作放棄地再生利用補助金の交付対象となった農地。ただし、付帯 工事を実施した場合は、その受益地	中間管理機構の貸借 期間
農のあるまちづくり担い手支援対策事業補助金において園芸・果樹 生産担い手支援事業（施設整備関係）の交付対象となった農地	5年
農地法の許可又は届出により実施した農地改良の受益地	5年
農地法第3条の許可に基づき所有権等の権利設定をした農地 ※町が指定する「土地利用検討エリア」内において、都市計画法第 34条第12号(産業系)の指定を予定する土地については、この限り でない。	3年

※水田農業促進エリアは、整備計画の改訂時に見直しを行う。